

<p>主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 保健衛生費 370円 日用品費 20,340円 看護代替要員費 160円 重度障害児支援加算費 (25%) 50,700円 (30%) 60,830円 行動障害児加算費 3,340円 スプリンクラー保守管理費 950円 被虐待児受入加算費 37,900円 重度重複障害児支援加算費 34,600円 児童発達支援管理責任者配置費 7,650円 小規模グループケア加算費 75,340円 心理指導担当職員配置加算費 5,400円</p>									
<p>主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 指導費 250,880円 日用品費 20,340円 看護代替要員費 (指定発達支援医療機関を除く。) 160円 療育訓練費 430円 スプリンクラー保守管理費 310円 被虐待児受入加算費 37,900円 児童発達支援管理責任者配置費 (指定発達支援医療機関を除く。) 7,650円 小規模グループケア加算費 (指定発達支援医療機関を除く。) 75,340円</p>									

(注) この表に定めるもののほか、(1)主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「健康保険の療養費の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁される。